

教育内容等予定表

令和2年4月	<p>1. 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために 遵守すべき基本的事項について</p> <p>(1)バス事業の社会的使命 (2)バス運転者の使命 (3)交通事故防止の重要性 (4)バス運転者の心構え (5)バス運転者の注意義務</p> <p>2. 春の交通安全運動について</p>
令和2年5月	<p>1. 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における 道路及び交通の状況について</p> <p>(1)運転基準図・経路の調査の活用 (2)運転実技研修 (3)日常運転の注意点 (4)交通事故の実例又はヒヤリハット例</p> <p>2. 危険の予測及び回避について</p>
令和2年6月	<p>1. 旅客自動車運送事業運輸規則</p> <p>(1)運輸規則第49条(乗務員) (2)運輸規則第50条(運転者)</p> <p>2. 事業用自動車の構造上の特性について</p>
令和2年7月	<p>1. 運転者の運転適性に応じた安全運転について</p> <p>(1)適性診断について (2)助言・指導について</p> <p>2. 車内事故防止について</p> <p>(1)乗車客の安全確保 (2)車内ミラーで安全確保 (3)降車客への安全確保 (4)高齢者の危険特性</p>
令和2年8月	<p>1. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因 及びこれらへの対処方法について</p> <p>(1)生理的対処方法 (2)心理的要因対処方法 (3)飲酒運転の防止</p> <p>2. 健康管理の重要性について</p> <p>(1)メタボリックシンドロームについて (2)肥満について</p> <p>3. 睡眠時無呼吸症候群(SAS)について</p>

令和2年9月	<p>1. 乗降中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)乗車客の安全確保 (2)車内ミラーで安全確保 (3)降車客への安全確保 (4)高齢者の危険特性 (5)安全運転操作 <p>2. 秋の交通安全運動について</p>
令和2年10月	<p>1. 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために 遵守すべき基本的事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)バス事業の社会的使命 (2)バス運転者の使命 (3)交通事故防止の重要性 (4)バス運転者の心構え (5)バス運転者の注意義務 <p>2. 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)停留所停車時に注意すべき事項 (2)ドアを閉めるときの注意すべき事項
令和2年11月	<p>1. 旅客自動車運送事業運輸規則</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)運輸規則第49条(乗務員) (2)運輸規則第50条(運転者) <p>2. 交通事故発生時の措置について</p>
令和2年12月	<p>1. 飲酒運転防止対策マニュアルについて</p> <p>2. 年末年始の輸送等に関する安全総点検について</p>
令和3年1月	<p>1. バスジャック統一对応マニュアルについて</p> <p>2. 車両火災発生等緊急時における統一对応マニュアルについて</p> <p>3. 冬期安全運転6則について</p>
令和3年2月	<p>1. 乗降中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)乗車客の安全確保 (2)車内ミラーで安全確保 (3)降車客への安全確保 (4)高齢者の危険特性 (5)安全運転操作 <p>2. 危険の予測及び回避について</p>
令和3年3月	<p>1. 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために 遵守すべき基本的事項について</p> <p>2. 運転者の運転適性に応じた安全運転について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)適性診断について (2)助言・指導について

令和2年度 安全管理及び教育実施計画

1. 安全スローガン

「我社は、安全管理規程にのっとり、輸送の安全確保にたゆまぬ努力をし、地域に信頼される健全な企業を目指す。」

2. 令和2年度 安全目標

- ①法令の遵守
- ②飲酒運転撲滅
- ③防衛運転の励行
- ④右左折時一旦停止の徹底
- ⑤クレーム 0件
- ⑥車内事故の防止(特に高齢者の車内事故防止)
- ⑦車庫・駅・駐車場で自損交通事故の撲滅
- ⑧事故件数の削減
 - 人身事故・車内事故・車庫内事故 0件
 - 物損事故 10件
 - 重大事故 0件
- ⑨春・秋の班別無事故競争 全班無事故

3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統の強化

全社員一丸となり、安全管理体制及び指揮命令系統の強化を図り、安全輸送の確保に努める。

4. 輸送の安全に関する重点施策

- ①「安全輸送スローガン」をもとに、関係法令及び安全管理規程の遵守を徹底する。
- ②安全目標を達成するために、講習・教育訓練計画に従い、確実に実施する。
- ③全社員一丸となって、安全輸送の確保に努める。

5. 輸送の安全に関する計画

安全目標を達成するために、以下に掲げる事項を実施する。

- ①安全輸送サービス推進委員会を2ヶ月毎に開催し、内部監査等実施する。
- ②事故審査委員会を2ヶ月毎に実施し、事故の原因等を検討し、乗務員教育を行なう。
- ③運行管理者及び補助者研修を3ヶ月毎に実施し、関係法令・指導方法等研修する。
- ④バス協会等が実施する事故防止委員会等に積極的に参加する。
- ⑤事故対策機構が実施する講習会及び運行管理者講習に必ず参加する。
- ⑥全乗務社員が、関係法令・安全を確保するために遵守すべき事項等理解するよう、教育を毎月実施する。
- ⑦事故惹起者は、集団又は、個別に事故の内容・原因・防止対策等検討し、事故防止に努める。
- ⑧高速道路走行未経験者を対象に高速道路走行の実習を実施する。
- ⑨初任運転者教育を実施し、関係法令・バス乗務員の心構え・バスの特性等教育する。
- ⑩定期健康診断を受診し、健康管理に努める。
- ⑪適性診断を受診し、個別指導を実施する。
- ⑫運転記録証明書により違反者には、個別指導を実施する。
- ⑬「ヒヤリ・ハット体験」の提出を促し、内容について検討し、事故防止に努める。
- ⑭バス添乗監査を実施する。
- ⑮街頭調査を実施する。

6. 事故・災害等に関する連絡・事故処理体制

組織図・緊急連絡網・事故処理体制図等に従い対処する。